令和８年度

品川区会計年度任用職員（清掃作業）募集案内

令和８年 11 月２日
品　　川　　区

この採用選考は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

１．採用する職、採用予定数等

職	主な職務内容	採用予定数
清掃作業	清掃作業等の職務のうち補助的または定型的な職務	**若干名**

※勤務場所は、品川区清掃事務所品川庁舎または荏原分室です。

２．受験資格

受験資格
職務の遂行に必要な知識または能力を有する者

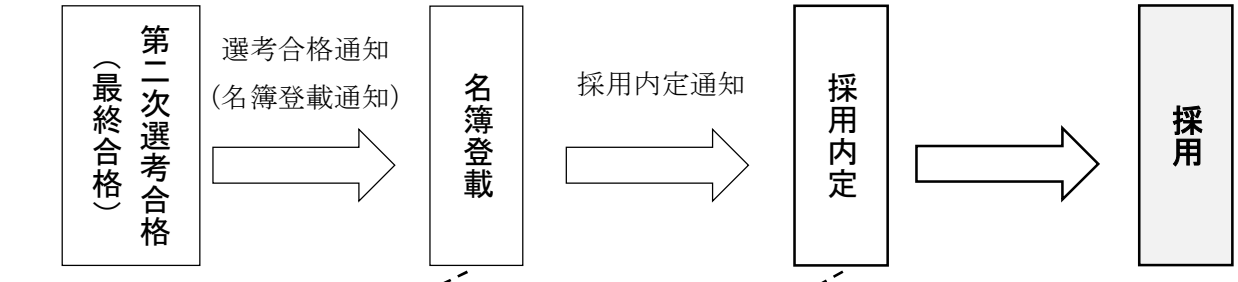
※ ただし、地方公務員法第１６条の各号のいずれかに該当する方（最終ページ≪参考≫参照）は応募できません。

３．採用予定時期　令和８年１２月１日以降

４．任　　期　採用日から令和９年３月３１日までの間

５．合格者の取扱い　選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和９年３月３１日までです。

〈合格から採用までの流れ〉



（注１）名簿登載の通知で採用が決定するわけではありません。

（注２）採用内定の通知で初めて任期と勤務場所が確定します。

６．名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

（１）名簿登載を辞退した場合

（２）受験資格を欠いていることが明らかとなった場合

（３）品川区職員として採用された場合

（４）任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合

（５）心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適性を欠くことが明らかとなった場合

７．採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。

なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

８．選考方法･選考日程

（１）第一次選考

選考方法	書類審査　※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和８年１１月１７日（予定）　※ 合否に関わらず、受験者全員に通知します。

※　第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。

（２）第二次選考（第一次選考合格者対象）

選　考　日	令和８年１１月１８日（水）・１１月１９日（木）（予定）
選考方法	面接
最終合格発表	令和８年１１月１９日（予定）以降 ※　合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。 ※　面接欠席者は辞退とみなし、合否に関する通知はしません。

９．選考（面接）会場

品川区清掃事務所　品川庁舎（品川区大崎１－１４－１）

（JR「大崎駅」南口下車徒歩８分、または東急バス居木橋バス停下車徒歩１分）

※　選考会場の詳細は、第二次選考の実施案内でお知らせします。

１０．申込方法・受付期間

方法	受付期間
電子申請	令和８年１１月２日（月）～１１月１６日（月） ※ パソコン・スマートフォンからお申込みいただけます。 ※ 以下の二次元コードまたはURLから品川区電子申請サービスにアクセスし、必要事項をご入力のうえお申し込みください。 https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5146

郵送申込	令和８年１１月２日（月）～１１月１６日（月）**【必着】** ※ Ａ４判が入る大きさ（角形２号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、**必ず簡易書留で郵送してください。** なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。

１１．勤務条件等　※ 令和８年４月１日現在

（１）報酬（地域手当相当報酬含む）、勤務日数、勤務時間

勤務日数	勤務時間	報酬
週４日	**７時間４５分**	**月額　２３０，７８４円**

※　給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

※　勤務日は原則として月曜日から土曜日までの間となります。日曜日および祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※　公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

（２）諸手当

通勤手当や超過勤務手当（※）が規定に基づき一定の要件を満たす場合に、支給されます。

また、特殊勤務手当（日額 700 円）が支給されます。

※　勤務日における 7 時間 45 分に達するまでの勤務時間に対する支給割合は 100/100 となります。ただし、1 週間当たりの勤務時間の合計が 38 時間 45 分を超える勤務時間に対する支給割合は 125/100（割増）となります。

（３）休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

（４）社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都職員共済組合の短期組合員となり、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）の適用を受け、また、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

１２．問い合わせ・郵送先

〒１４１－００３２　品川区大崎１－１４－１

品川区清掃事務所事業係

電話：０３－３４９０－７０５１(直通)　ＦＡＸ：０３－３４９０－７０４１

※　選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

《参考》 地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注） 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。

ご提出いただいた書類は、規定の保存年限経過後に廃棄します。

こども性暴力防止法に基づく対応について

令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）対象業務へ従事するにあたっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しない場合があります。

また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

「品川区では求職者等に対するハラスメントについて、「求職者に対するセクシャルハラスメントの防止に関する取扱要領」を定め、対策に取り組んでいます。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。

詳細は当区ホームページ（**https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/bosyu/hpg000024161.html** をご覧ください。

【品川区清掃事務所　案内】

